

令和7年度第5回

# 下松市農業委員会総会議事録

令和7年8月12日（火）10時から

下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。

個人情報に関連する部分等については●で消しています。

## 令和7年度第5回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年8月12日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（6人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 7番 藤田 善江

・欠席（2人）

6番 田中 結 8番 松村 将吾

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（6人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治 6番 本村 学

・欠席（0人）

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく  
農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）  
議案第4号 現況確認書について（調整区域）  
報告第1号 現況確認書について（市街化区域）  
第4 その他 「下松市農業施策に関する意見書」についての提案、  
意見等について

6 農業委員会事務局職員

局長 中田 量寄  
書記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

## 第5回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より8月の定例総会を開催いたします。本日、田中結委員と松村将吾委員が欠席でございますので、出席委員は6名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は河村真弓委員と藤田善江委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 それではよろしくお願ひ致します。
事務局	議案書1ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、申請は2件です。 それでは受付番号1番について説明します。対象土地は1筆であります、土地の所在は●●●●●●●番、地目は登記簿畠、現況畠、市街化区域の農地で、面積は922m <sup>2</sup> です。権利移転の内容は所有権移転で、本件農地は5人の共有ですが、そのうち共有者●●●さんと●●●さんの持分全部を共有者の一人である●●●さんに無償譲渡するものです。今回の所有権移転により、3人の共有地となり、持分は●●●さん2/3、●●●さん1/6、●●●さん1/6となります。調査報告は河村真弓委員です。よろしくお願ひします。
議長	河村真弓委員、お願いします。
河村委員	報告いたします。7月28日に現地調査に行きました。場所は4ページの地図にありますが、●●●●●●の北側ですけれども、●●●●●に行く、急な階段をものすごく登っていく所です。夏野菜の栽培をされていました。●●●●さんに直接会って話を聞きました。高齢で耕作ができないということで贈与を受けることにしたとお話されていました。今までずっと耕作はされていたので、今後も自家消費を主体に続けていくということでした。特に問題はないかなと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	河村真弓委員、ありがとうございました。 次、事務局、お願いします。
事務局	議案書1ページをご覧ください。続きまして、受付番号2番について説明します。対象土地は2筆であります、土地の所在は大字●●●●●番●と●●●番●、地目はいずれも登記簿田、現況田、農振区分はいずれも農用地区域外で、面積は順に1,118m <sup>2</sup> 、1,882m <sup>2</sup> 、合計3,000m <sup>2</sup> です。なお、本件

農地は地域計画の区域外です。権利移転の内容は無償の所有権移転で、譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●さんです。調査報告は貞久晋推進委員です。よろしくお願ひします。

議長 貞久晋推進委員、お願ひします。

貞久(推)委員 報告いたします。資料は5ページ以降になっております。位置は7ページ、●●一●と●●●一●の間は雑草地になっている状況です。正式な位置は、●●●●●の所から●●●●●交差点を●●側に上り、最初の大きなヘアピンカーブがある手前の右手になります。調査は7月25日に耕作者の●●さんのご自宅にお伺いしたのですがお留守でしたので、当該地番に出向いたところ、●●さんの奥さんが田んぼの草刈りをされていたので、現状を詳しく調査できました。所有者の●●さんは●●にご実家がありますが既に空き家です。住まいは●●の●●です。申請地は、合わせて3,000m<sup>2</sup>で何枚も連なる水田となっております。10年以上も前から●●さんが管理をお願いされて、水田として管理をされている状況です。●●さんは●●在住で後継者もおらず、これからも田んぼを自分で耕作できないため、●●さんに無償で譲渡されるようになったと聞きました。また申請地は●●さんのお住まいから数百メートルと近く、ご本人も5反近く稻作をしておられますので、農地の権利移動には問題ないと思われます。以上ご報告を終わりります。

議長 貞久晋推進委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番、2番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番、2番は許可することに決しました。次、事務局、お願いします。

議長 近藤政司委員、お願いします。

近 藤 委員 ではご報告いたします。7月24日に調査に行ってまいりました。ここは●●●の北側にありまして、以前●●●●が借り受けておりました所です。工事をする●●●●●にも見に行ったのですが、道も狭く資材を置くような場所がないし、申請地が妥当ではないかと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取と致します。  
次、事務局お願いします。

事 務 局 議案書15ページをご覧下さい。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）について、説明します。申請は2件です。  
それでは受付番号1番について、対象土地は2筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●番●、●●●番●、地目はいずれも登記簿田、現況田、農振区分は農用地区域内です。面積は順に3, 840m<sup>2</sup>、2, 612m<sup>2</sup>で合計6, 452m<sup>2</sup>です。基盤法の利用権が終了したため、引き続き農地中間管理事業法での利用権設定となりました。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は約5年です。  
なお、本件土地は地域計画の区域内で、農業を担うものは利用権の設定を受ける●●●●さんとなっております。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願いします。

議 長 藤井清隆推進委員、お願いします。

藤井(推)委員 調査は7月27日に行いまして、現地は18ページにありますように●●と●●に行く市道の間にあります。ここは●●さんが体調を崩されてから●●さんが作られるようになったのですが、●●●一●は、今年はヒノヒカリを、●●●一●は一部餅米を作られていて他は草刈り等できれいに管理をされているので問題ないと思います。●●さんはまだ体調が万全ではありませんが、元気になられたら休んでおられる場所も水稻をされるのではないかと思います。以上です。

議長	藤井清隆推進委員、ありがとうございました。 次、事務局、お願ひします。
事務局	続きまして、受付番号2番について、対象土地は4筆でありますと、土地の所在は大字●●●●●番、●●●●番●、●●●●番、●●●●番で、地目は最初の3筆が登記簿田、現況田で、最後の1筆●●●●番が登記簿田、現況畠となっております。農振区分はすべて農用地区域内です。面積は順に1, 682m <sup>2</sup> 、1, 761m <sup>2</sup> 、436m <sup>2</sup> 、568m <sup>2</sup> で合計4, 447m <sup>2</sup> です。新規の利用権設定で、利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●さんです。内容は使用貸借で、期間は約3年です。なお、本件土地は地域計画の区域外です。調査報告は藤井清隆推進委員です。よろしくお願ひします。
議長	藤井清隆推進委員、お願ひします。
藤井(推)委員	現地調査は7月27日に行いました。ご本人さん同士にお会いしておりませんので、現況の報告になりますが。場所は22ページにありますように、●●●に行く●●の上から見える所で、●●●の方から車で行ける道路があります。●●さんは●●の直売所の出荷者でございますので、管理を気にしておられました。●●●●、●●●●は主にビニールハウスと倉庫がありまして、電気と水道がきていましたので、すぐ農業や、管理ができるのではないかと思います。ハウスの中は草が生えておりましたので、草刈りなりすれば耕作は可能であると思います。●●●●と●●●●ー●は草刈りがされておりまして、すぐにでも作付けが可能な状態でした。以上です。
議長	藤井清隆推進委員、ありがとうございました。 ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。大本委員。
大本委員	●●●は随分遠い気がしますけれど、こちらに来られるのですか？前話があつた方ですか？
議長	事務局。
事務局	はい。2月の総会において土地を探しているという情報をみなさまにお伝えしましたが、農地は結果この土地になりました。今は●●で家を探しています。●●●からこちらに通うのではなくて、●●に住んで申請地に行くということです。
議長	使用貸借になっていますけれど、譲渡にはならなかつたのですか？

事務局	今回は使用貸借という形で。状況を見てそういう話も出てくるかもという風には考えております。
議長	はい、分かりました。
近藤委員	私も一度お会いしましたが、やってみないと分からぬと思いますよ。
議長	若い方だけに、希望が持てるのかなと思います。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番、2番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。
	( 全員挙手 )
	はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番、2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。
事務局	それでは議案書24ページをご覧ください。議案第4号現況確認書(調整区域)、市街化調整区域についてご説明いたします。申請は3件あります。 それでは受付番号1番を説明いたします。対象土地は4筆あります。土地の所在は大字●●●●●番、●●●●番、●●●●番●、●●●●番●、地目はいずれも登記簿畠、農振区分は農用地区域外、面積は順に、1, 511m <sup>2</sup> 、191m <sup>2</sup> 、47m <sup>2</sup> 、16m <sup>2</sup> 、合計1, 765m <sup>2</sup> です。所有者は●●●●さん、非農地として認定して良いかの承認となります。申請地は昭和●●年頃に耕作しなくなり現在は山林の一部となっております。参考地目は山林です。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願いします。
議長	近藤政司委員、お願いします。
近藤委員	ご報告いたします。7月25日に行ってまいりました。久しぶりに●●に行つて来ました。道は6月に県が一斉に草刈りをしたので綺麗になっています。該当地は地図と写真を見てください。写真の図の、●●●●-●、●●●●-●があります。その左側の電柱の上の方です。あんまり草が多かったので道の傍から見ましたが、写真通り、木が生い茂って山林の状態です。それから400mくらい上がった所に家が1、2軒あります。それが●●●●、●●●●付近です。こちらもこんな状態で耕作はされておらず、中に入れませんし、道から見たところ山林でした。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	近藤政司委員、ありがとうございました。 次、事務局、お願いします。
事務局	続きまして受付番号2番を説明いたします。同じく議案書24ページをご覧く

		ださい。対象土地は1筆で、土地の所在は大字●●●●●番●、地目はいずれも登記簿田、農振区分は農用地区域外、面積は608m <sup>2</sup> です。所有者は●●●●●さん、非農地として認定して良いかの承認となります。申請地は4、50年前に耕作しなくなって、以後放置されております。参考地目は原野です。調査報告は藤井清隆委員です。よろしくお願ひします。
議長		藤井清隆推進委員、お願ひします。
藤井(推)委員		はい。場所は29ページで、旧県道に●●●があります、その川向かいの細長い土地が申請地です。7月25日に現場に行ったのですが、昔からここに農地があったのは記憶しておりますし、遙か昔から荒らされたか、植林というよりは雑木が生えた状態で、いわゆる原野の状態でございます。ここは水の守りもできませんし、農地に戻すのにはまず無理だと思います。以上です。
議長		藤井清隆推進委員、ありがとうございました。 次、事務局、お願ひします。
事務局		続きまして受付番号3番を説明いたします。議案書25ページをご覧ください。対象土地は10筆あります、土地の所在は順に大字●●●●●番●、●●●番、●●●番●、●●●番第●、●●●番●、●●●番、●●●番、●●●番、●●●番●、●●●番●。地目は順に登記簿畠、田、畠、畠、田、畠、田、田、田、田、農振区分はすべて農用地区域外、面積は順に、839m <sup>2</sup> 、528m <sup>2</sup> 、462m <sup>2</sup> 、380m <sup>2</sup> 、304m <sup>2</sup> 、89m <sup>2</sup> 、13m <sup>2</sup> 、2, 512m <sup>2</sup> 、95m <sup>2</sup> 、89m <sup>2</sup> 、合計5, 311m <sup>2</sup> です。所有者は●●●●●さん、非農地として認定して良いかの承認となります。申請地は30年以上前から耕作しておらず、現在は山林の一部となっております。参考地目は山林です。調査報告は藤井清隆委員です。よろしくお願ひします。
議長		藤井清隆推進委員、お願ひします。
藤井(推)委員		はい。7月24日に調査に行きました。場所は●●集落にあります、●●●から●●●あたりは、川向かいの土地でございます。●●●はちょうど交差点の急カーブの向かいくらいの場所で、●●●のほうは、そのカーブからの道を進んだ山のほうにあります。いずれにしても植林とかしていますから、ここであろうということで見てまいりました。以上でございます。
議長		藤井清隆推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。 私のほうから。受付番号1番については、近藤委員さんもいらっしゃいますからご存知だと思うのですが、ここは調整区域になっているのですよね。調整区域という概念はどうなのかなという疑問も持っておりますが。既にここは集落

	の崩壊地域です。家が2軒、1人ずつ住んでおられます、耕作地もほとんどありません。一か所ほど農地の保全で草刈りをされている所と、2か所田んぼを作つておられる所があります。そういう所です。受付番号2番は、私が知つてゐる時から荒れておりましたので、今はとても入れる状態ではないのかなと思っております。受付番号3番はかなり大きな杉が植えてあります。ここを農地に戻すような土地ではありません。以上です。
他にご意見はありますか。大本委員。	
大本委員	25ページの、非農地通知済みとは何ですか。
事務局	当時も非農地と判断して所有者には通知をしているのですけれど、その後地目変更をされていなかったという状態であります。
議長	それであれば、議案として出す必要はなかったのではないですか？
事務局	それですが、現況で証明しないといけないというところがございまして、現況が今時点では農地かどうかというところでですね、議案に上げさせてもらいました。
議長	それで再審議をするということで。
事務局	はい。そのとおりです。
大本委員	これは誰が誰に通知したということですか？
事務局	農業委員会が所有者です。
大本委員	農地パトロールをして、そして通知をしたという意味ですか。
事務局	それとは別に、最終的に農業委員会の総会でここは非農地ですねという判断をして、それをもって通知をしたということです。
大本委員	よく記録が残っていますね。
事務局	数年であれば再証明で法務局も受け付けてもらえるかと思うのですが、年数が経ってしまうと、法務局も現況はどうなのかという確認がいるところで、今回再証明という形にしております。
議長	今後もそのような審議をするようになりますか？
事務局	現況がどうかとなると再審議になるのと考えております、今回議案にあげて

		おります。
議長	職権でやってしまうのなら、農地から落すということが適切ではと思います。再審議するのはよく確認してやってもらわないと。	
事務局	おっしゃる通りです。以前の非農地通知の判断をしたものを持って農業委員会としては農地ではないと判断していると、一旦連絡をしたいと思います。	
議長	分かりました。	
事務局	他にございますか。意見もないようですので採決をします。議案第4号受付番号1番についてはこれを非農地、山林とし、議案第4号受付番号2番についてはこれを非農地、原野とし、議案第4号受付番号3番についてはこれを非農地、山林とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。	
	( 全員挙手 )	
議長	はい。全員でございます。議案第4号受付番号1番、2番、3番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。	
事務局	議案書33ページをご覧ください。報告第1号、現況確認書について（市街化区域）ですが、届出が5件ございました。 添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。 報告事項は以上です。	
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 次、事務局、お願いします。	
事務局	はい。その他といたしまして、 <ul style="list-style-type: none"><li>・周南合同研修会について</li><li>・意見書について（項目や内容、言い回し等、追加、修正等の提案）</li><li>・非農地通知について</li></ul> 以上です。	
議長	ありがとうございました。他にございますか。 はい。これで8月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。	

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長 清水 守

署名委員 河村 真弓

署名委員 藤田 善江